

糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業

公募型プロポーザル募集要項

新潟県 糸魚川市

令和 8 年 4 月

目次

1	業務名称	1
2	契約期間	
3	業務概要	
4	参加資格	2
5	参加申し込み	
6	質問及び回答	3
7	現地見学会	
8	企画提案	4
9	辞退届	5
10	選定委員会	
11	審査項目・配点	6
12	審査方法	
13	提案内容の協議及び契約の締結	
14	失格事項	7
15	リスク分担	
16	担当部署	
	別紙1 審査基準表	8
	別紙2 リスク分担表	13

糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業 公募型プロポーザル募集要項（案）

1 業務名称 糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備工事

2 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 業務概要

(1) 施設名称 糸魚川市全天候型子ども遊戯場

(2) 所在地 糸魚川市東寺町3丁目8番17号（旧ブックステーションさかい）

(3) 業務範囲 「糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業業務仕様書」に定めるとおりとし、既存施設を活用した設計業務、施工業務、遊具・什器等の製作・設置、その他関連業務一式を含むものとする。

(4) 発注者 糸魚川市（担当課：糸魚川市教育委員会事務局こども家庭課）

(5) 提案上限額 80,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により実施する。

(7) 公募方法

本市ホームページにおいて、本募集要項、仕様書、各種様式を公表し、企画提案を広く募集する。

(8) スケジュール

内 容	年 月 日
募集要項の公表	令和8年4月上旬
業務仕様書の公表	令和8年4月下旬
現地見学会申込締切	令和8年5月11日（月）
現地見学会	令和8年5月13日（水）
質問受付締切	令和8年5月15日（金）
質問回答（最終）	令和8年5月22日（金）
参加申込書の締切	令和8年5月29日（金）
参加資格審査の結果通知	令和8年6月10日（水）
提案書受付締切	令和8年7月10日（金）
選定委員会（提案プレゼンテーション）	令和8年7月24日（金）
審査結果の通知	令和8年8月7日（金）まで
提案内容の協議	令和8年8月中旬
契約締結	令和8年8月下旬
工事可能期間	令和8年9月から令和9年3月まで

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の(1)~(7)の項目を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加の停止及び指名停止を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分がなされていないことと、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (4) 租税の滞納がないこと。
- (5) 糸魚川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等の関係者でないこと。
- (6) 過去に子育て支援関連施設（屋内遊戯場、幼稚園及び保育園など）類似の業務実績（公共事業、民間事業を問わない）を有すること。
- (7) 令和 8・9 年度糸魚川市の入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登載されている新潟県内に本店及び支店を持つ者。なお、参加者が市外に本店及び支店を持つ者の場合、内装等の建築工事等において市内事業者への施工発注に努めること。（契約時に市内業者の下請け採用及び資材の市内調達の特記仕様書を追加します。）

5 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

（各様式は糸魚川市ホームページに掲載）

(1) 提出書類

ア 参加申込書 （様式 1）

イ 参加資格確認書 （様式 2）

- ・ 応募者の参加資格要件等のチェック表（様式 2-2）
- ・ 子育て支援関連施設の業務実績（公私問わず）を証明する書類（契約書等）
- ・ 会社概要（パンフレット等）
- ・ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
※法務局で発行する法人の証明書で発行後 3 か月以内のもの
- ・ 糸魚川市の納税証明書の写し（納税義務がない場合は不要）及び法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
※発行後 3 か月以内のもの(2) 提出部数

(2) 提出部数

ア 正本 1 部

イ 副本 1 部

(3) 提出方法

- ・提出期限 令和8年5月29日(金)午後5時まで(必着)
- ・提出先 糸魚川市教育委員会事務局こども家庭課 子育て支援係
- ・提出方法 持参による。なお、書類を提出する際は、提出先に事前に連絡すること。※受付期間の延長は行わない。

(4) 参加資格審査結果

参加資格審査の結果は、参加表明に関する書類を提出した参加者(代表事業者)に対して通知する。

6 質問及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書などの追加事項又は修正事項とみなす。

- ・受付期間 令和8年5月15日(金)午後5時まで
- ・提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、別紙(Microsoft Excel形式)に入力の上、電子メールに添付して提出すること。なお、質問書の受領確認のため、提出した旨を提出先に電話連絡すること
- ・提出先 糸魚川市教育委員会事務局こども家庭課 子育て支援係
電話 025-552-1511(代表)内線 2233
E-mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp
- ・その他
 - ・複数回にならないよう、まとめて提出すること。
 - ・電子メールの件名には「【会社名】プロポーザル質問書」と記入すること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページに公開します。

- ・公開予定日 令和8年5月22日(金)まで
- ・その他
 - ・参加者毎への回答は行わない。
 - ・会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

7 現地見学会

現地見学会への参加を希望する場合は、次により申し込むこと。なお、現地見学会への参加は必須ではなく、また、本体建物は改築工事前のため、現在のトイレや窓の位置など確認する程度となる。

- (1) 日 時 令和8年5月13日(水)午前10時から午後3時までの間
- (2) 場 所 糸魚川市東寺町3丁目8番17号(旧ブックステーションさかい)

- (3) 参加申込 電話又は電子メール等で、令和8年5月11日(月)午後5時までに申し込むこと。見学を開始する予定時間及び参加人数等を報告すること。
- (4) 申込先 糸魚川市教育委員会事務局 こども家庭課 子育て支援係
電話 025-552-1511(代表) 内線 2233
E-mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者は、次により企画提案書等を提出すること。また、提案にあたっては、子育て世代アンケート結果を参考に、利用者のニーズを踏まえた施設計画となるよう配慮すること。

(1) 提案書の受付等

- ア 受付期間 令和8年7月6日(月)から同月10日(金)まで
午前9時～正午、午後1時から午後5時まで
- イ 提出方法 持参による。
なお、書類を持参する際は、市に事前に連絡すること。
- ウ 提出先 糸魚川市教育委員会事務局こども家庭課 子育て支援係

(2) 提出書類

- ア 部数 11部(正本1部、副本10部)
- イ 提出書類 (ア) 企画提案書
- ・提案書(事業の実施体制、整備コンセプト、配置・動線計画、各エリアの空間デザイン、安全性への配慮、ユニバーサルデザイン等への対応、施工計画(工程表など)など)
 - ・設計概要(設置機能の面積表、仕上表、遊具の概要など)
 - ・平面図(必要に応じて断面図、展開図、イメージ図)
- (イ) 価格提案書
上記提案にかかる見積額とその内訳

ウ 書式等

- ・原則としてA4縦、横書き、片面印刷とし、ページ番号を付すこと。ただし、平面図等の図面は、見やすさなどを考慮して、最大A3横の大きさにすることができる。この場合、A4縦版に納まるように折りたたんで提出のこと。
- ・文字サイズは10ポイント以上とし、明確かつ具体的に記述し、分かりやすく、見やすいよう配慮すること。必要に応じて、図、表、写真、図面等で示すこと。

エ 提案に係る費用負担

提案に係る費用(企画提案書の作成に要する費用、旅費等)は、全て提案者の負担とする。

オ その他

- 提案書の取り扱い

- ・提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・提出された提案書は一切返却しない。
- ・提出された提案書は複製する場合がある。
- ・提出された提案書は、本プロポーザルの実施や選定結果の公表及び広報・ホームページ等、市と協議した範囲・期間内において、市はその一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- ・提案者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。

○提案書の公開

- ・提案書は、糸魚川市情報公開条例の対象となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

○提案上限価格の参考内訳 ※この内訳金額に制限するものでない

区分	内訳金額
建築工事（内装、間仕切り等）	10,500 千円
遊具設置 （2歳以下 7,500 千円、3-6歳 20,000 千円、7歳以上 37,000 千円）	64,500 千円
その他（設備、通信機器等）	5,000 千円

9 辞退届

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を書面にて提出すること。

10 選定委員会（提案プレゼンテーション）

- (1) 実施日時 令和8年7月24日（金）

※ 実施日時の詳細は、「参加資格審査結果通知書」に明記する。

- (2) 実施会場 糸魚川市役所 201、202 会議室

- (3) 実施時間

提案者の持ち時間は、提案 15 分、質疑応答 30 分の計 45 分以内とする。

- (4) 注意事項

ア プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに説明すること。

ただし、プレゼンテーションを行う際に、提案書をわかりやすく加工することは可能とする。

イ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するがパソコン等は各自で用意すること。

- エ プレゼンテーションの出席者は5人以内とする。
- オ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

11 審査項目・配点

本業務の提案に係る審査項目・配点は、別紙1の糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業公募型プロポーザル審査基準表のとおりとする。

12 審査方法

- (1) 審査は、糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業公募型プロポーザル選定委員会にて企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査した結果、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。ただし、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として認めないものとする。
- (2) 提案者が1者のみの場合であっても、内容審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、前号(1)のとおり、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として認めないものとする。
- (3) 審査結果は、審査結果通知書を提案者全員に選定委員会開催日から15日以内に書面で通知するとともに、審査結果及び優先交渉権者の提案概要（イメージ図の一部等）を市ホームページで公表する。
- (4) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内（ただし、本市の閉庁日を含まない。）の午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (5) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

13 提案内容の協議及び契約の締結

優先交渉権者は、発注者との間で提案内容に基づき、提案価格の金額を上限に、設計内容・業務工程等の詳細について協議を行う。協議が整い次第、備品購入を除く設計施工の契約のための見積を徴取し、契約手続きを行う予定である。

(1) 契約内容

事業契約書等において、事業契約を締結する事業者が遂行すべき業務内容、工事請負代金（設計料を含む）とその支払方法及び損害賠償等を定める。

(2) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

(3) 契約保証金

事業者は、契約保証金納付期間内に契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付する

こと。ただし、糸魚川市財務規則第 145 条第 4 項の各号のいずれかに該当する場合は、市は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(4) 設備、備品及び消耗品の範囲

金額条件等	建物に固定又は一体施工	常時可動できる
5 万円以上	設 備	備 品
5 万円以下		消耗品

※ 本施設の安全性及び利用環境を構成する床材・緩衝材等で、建築仕上げと一体的に施工されるものは、備品ではなく設備として取り扱うものとする。

※ 備品及び消耗品は、本工事費上限額には含まない。

※ 備品及び消耗品は、別途、市が発注することから、備品・消耗品一覧表を提案時に提出すること。

○備品購入費の想定金額

区分	想定金額
備品購入費	12,000 千円

14 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) 審査に参加しない場合
- (5) 審査結果の発表までに本実施要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- (6) その他本実施要項の諸条件に違反した場合

15 リスク分担

市と事業者のリスク分担は、原則、別紙 2 のリスク分担表に示すとおりとする。

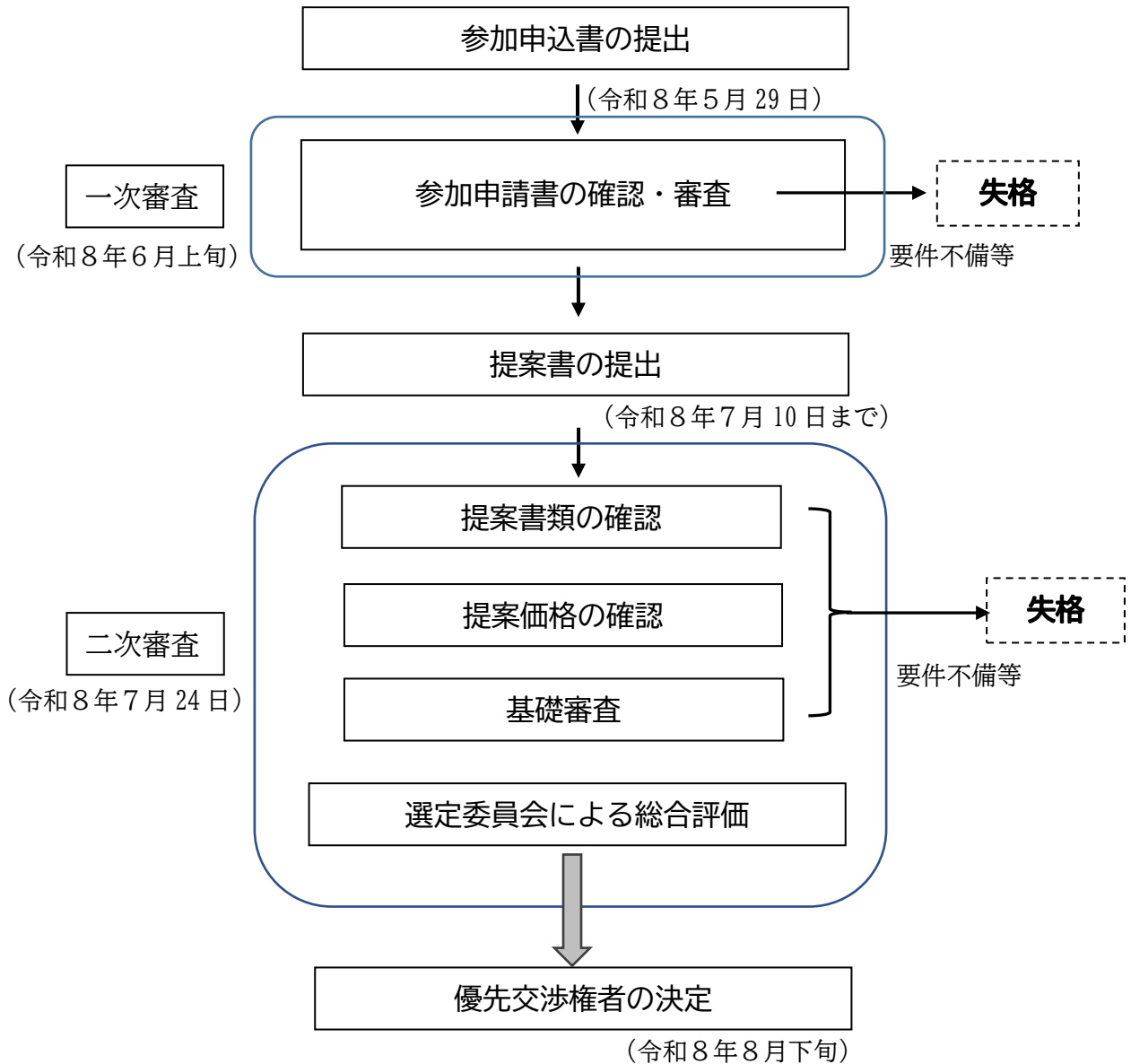
16 担当部署

糸魚川市教育委員会事務局 こども家庭課 子育て支援係
 電話 025-552-1511(代表)
 E-mail kodomo@city.itoigawa.lg.jp

別紙1 糸魚川市全天候型子ども遊戯場整備事業公募型プロポーザル審査基準表

1 選定の流れ

事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式に基づき、選定委員会により、提案内容・提案価格・ヒアリング等の総合的な評価を行って決定する。



2 審査手順

(1) 一次審査

市は、応募者から提出される参加申込書を基に、応募者が満たすべき参加資格要件の具備を確認し、結果を代表企業に通知する。参加資格を満たさない場合は失格となる。

(2) 二次審査

ア 提出書類の確認

市は、応募者に求めた提案書類が揃っていることを確認する。

イ 提案価格の確認

市は、価格提案書に記載された提案価格が提案上限額を超えていないことを確認する。

ウ 基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- ・仕様書の水準に未達のないこと
- ・募集要項等に示す提出書類の作成条件に相違のないこと

エ 提案審査

提案審査は、選定委員会が、提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。

選定委員会による評価は、提案評価及び価格評価により行う。

オ 最優秀提案の選定

選定委員会は、採点基準に基づき選定委員ごとに提案評価点及び価格評価点の合計 100 点満点で採点する。選定委員の平均合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者として選定するものとする。

総合評価点 100 点 = 提案評価点 60 点 + 価格評価点 40 点

ただし、各委員の採点による提案評価点の平均点が 36 点（配点の 6 割）未満の場合は選定しないものとする。また、36 点以上であっても、著しく点数の劣る評価項目（配点の 2 割以下）がある場合は、選定委員会の協議により選定しない場合がある。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

最高評価点（合計点数）の者が 2 人以上となった場合は、審査基準の「設備等の整備」の点数が最も高い者を候補者とする。それも同一の場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。

3 提案審査の配点

提案審査は、提案書類の確認及び提案価格の確認の後、提案及び価格審査の総合評価により実施することとし、その配点及び点数化方法については、下記のとおり設定する。

項 目		配点
提案評価点		60
1 事業実施	本事業への取組方針	10
	事業の実施体制	
	設計・施工の連携及び事業遂行の実現性	
2 設備等の整備	整備コンセプト	15
	配置・動線計画	
	各エリアの空間デザイン	
	安全性への配慮	15
	各エリアの利用のしやすさ	
	ユニバーサルデザイン等への対応	
	施工計画（工程など）	
3 設備等の維持管理	建物設備等の維持管理のしやすさ	10
	設備等の修繕、遊具の消毒等のしやすさ	
	運営視点の設備等（遊具など）計画	
4 運営に関する事項	各エリアの利用のしやすさ	10
	提案遊具の更新コスト（更新時期等）	
5 その他	地域経済（地元請負等への配慮）への貢献	
価格評価点		40
合 計		100

4 審査の点数化

(1) 審査の評価項目及び配点

審査の評価項目及び配点は、別紙「審査における評価項目及び配点」による。

(2) 提案評価の採点

提案評価の採点は、項目ごとに次の5段階評価に基づいて評価を行う。

評価	判断基準	点数化方法
A	非常に具体的で実現性が高く、優れた提案	各項目の配点×1.00
B	具体性があり十分評価できる提案	各項目の配点×0.80
C	標準的な提案	各項目の配点×0.60
D	具体性や実現性に課題あり	各項目の配点×0.40
E	仕様書の水準を満たさない	各項目の配点×0.10

(3) 価格評価の採点

価格評価については、以下の方法で点数化するものとし、最低提案価格には、満点の40点を付与する。

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点 (満点の点数)} \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$$

5 審査における評価視点

項目	視点
本事業への取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的及び基本理念を十分に理解した方針となっているか。 ・設計・施工を一体的に実施する効果を踏まえた方針となっているか。
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・整備工種における作業の役割分担が明確であるか。 ・設計・施工を通じて円滑に事業を遂行できる実施体制となっているか。
設計・施工の連携及び事業遂行の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法が具体的であり、事業の確実な実現性が認められるか。 ・工程管理、品質管理及びコスト管理の考え方が明確であるか。
整備コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の基本理念を具体的に実現する内容となっているか。 ・施設の特徴や地域性を踏まえた提案となっているか。
配置・動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びスタッフ双方にとって分かりやすく、安全かつ利用しやすい動線計画となっているか。 ・見守りや管理のしやすさに配慮した計画となっているか。
各エリアの空間デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代アンケート結果を踏まえた利用者視点の提案となっているか。 ・施設の目的及び各エリアの特性を踏まえた空間構成となっているか。
安全性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用者の特性に配慮した施設計画となっているか。 ・サイン計画、視認性、移動のしやすさ等に配慮されているか。 ・木材利用及び地場産材活用に関する具体的提案があるか。
各エリアの利用のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・内外装材及び仕上げについて、耐久性及び維持管理性に配慮されているか。 ・子育て世代アンケート結果を踏まえた利用者視点の提案となっているか。
ユニバーサルデザイン等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用者の特性に配慮した施設計画となっているか。 ・サイン計画、視認性、移動のしやすさ等に配慮されているか。 ・木材利用及び地場産材活用に関する具体的提案があるか。

項目	視点
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工手順及び工程が具体的で実現性があるか。 ・ 工期遵守及び安全管理に対する配慮がなされているか。
建物設備等の維持管理のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の特徴を踏まえた維持管理計画となっているか。 ・ 長期的に施設性能を維持できる提案となっているか。
遊具の消毒等のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具の点検、修繕、衛生管理が効率的に行える計画となっているか。
運営視点の設備等（遊具など）計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営開始後を見据え、スタッフの作業効率や見守りに配慮した計画となっているか。 ・ 利用状況の変化に柔軟に対応できる計画となっているか。
各エリアの利用のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児を含む多様な利用者が安心して利用できる計画となっているか。 ・ 交流や滞在を促す空間構成となっているか。 ・ 読書やリラックス等、多様な利用目的に対応した計画となっているか。
提案遊具の更新コスト（更新時期等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコストの縮減に資する提案となっているか。 ・ 保守点検及び更新計画が具体的であるか。
地域経済（地元請負等への配慮）への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業、資材及び人材の活用について具体的な提案があるか。 ・ 地域経済及び地域社会への波及効果が期待できるか。

別紙2 リスク分担表

負担者：○主分担、△従分担

種類	内容	負担者		備考
		市	事業者	
募集要項	募集要項等の誤り及び内容の変更等	○		
応募費用	応募手続費用		○	
契 約	契約手続の中止	○	○	※1
法令変更、 税制度変更	本施設に影響を及ぼす法令、税制等の変更	協議事項		
許 認 可	事業者の責めによらない、市が取得すべき許認可の遅延	○		
	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○	
住民対応	本事業の実施に関する住民の反対運動、訴訟、要望等	○		
	上記以外に関する住民の反対運動、訴訟、要望等		○	
不可抗力	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの	協議事項		※2
環境問題	事業者の業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、アスベスト、臭気、電話障害、電波障害等）に関する対応		○	
第三者賠償	市の責めに帰すべき事由に起因する第三者への賠償	○		
	上記以外の事由による第三者への賠償		○	
事業の中止・ 延期・遅延	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
	上記以外の事由による事業の中止・延期・遅延		○	
性 能	仕様書未達によるもの（施工不良を含む。）		○	
計画・設計 変更	市の指示又は事由による大幅な計画・設計変更等	○		
	上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○	
工事遅延・ 工事費の増大	仕様書の誤り、市の指示による工事遅延や工事費の増大	○		
	上記以外の事由による工事遅延や工事費の増大		○	

※1 不正行為によるものを除き、事由のいかんを問わず、市及び事業者は自らに発生する費用を負担する。

※2 不可抗力リスクは、一定の範囲内を事業者の負担とする。